

## 福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和6年3月22日（金）午後1時30分～
  - 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館4階 研修室
  - 3 出席者  
委員：原田進男、此下美千雄、竹原正二、天谷菜海、橋本恵美、田原大輔  
事務局：吉村書記長、河野書記長補佐、坂東書記長補佐、児玉書記、小竹原書記、長島書記、柘植書記
  - 4 欠席者  
委員：田辺喜代春、坂口奈美、夢田照代
  - 5 会長あいさつ（略）
  - 6 水産課長あいさつ（略）
  - 7 議事録署名委員：田原大輔、橋本恵美
  - 8 議 事
    - (1) 諮問事項
      - ・いさざ採捕の許可に関する取扱方針の一部改正について
    - (2) 協議事項
      - ・令和6年度目標増殖量について
      - ・コイヘルペス病まん延防止のための委員会指示について
    - (3) 報告事項
      - ・資源管理の状況等の報告について
    - (4) その他
- ・議事録署名委員指名

原田会長：それでは、議事に入る前に議事録署名委員を指名いたします。本日の署名委員は、田原委員と橋本委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### ・いさざ採捕の許可に関する取扱方針の一部改正について

原田会長：それでは、議事に入ります。

諮問事項のいさざ採捕の許可に関する取扱方針の一部改正について、事務局から説明を求めます。

事務局：それでは説明を始めます。

福井県漁業調整規則に基づく、内水面において水産動植物の採捕の許可は、現在は、いさざのみとなっております。許可につきましては、資料にあります取扱方針に基づいて手続きを行っています。

取扱方針における許可期間は、許可の日から3年目の採捕期間の終期までとなっております。しかし、採捕従事者の方の高齢化など様々な理由により、許可の期間の満了に伴う申請が行えずに、許可期間の2年目以降に採捕の許可の申請があった場合には、許可の終期がずれてしまうこととなります。

そこで、許可期間の終期を既に許可している同一採捕区域の採捕の許可に合わせて、取扱方針の一部を改正したいというものです。

採捕区域によっては、漁業調整のために許可件数の上限を設定しているものもございます。終期をそろえることで、その定数管理を行っていくということが目的です。

また、この変更に合わせて、福井県の漁業調整規則及び取扱方針の別表1と、取扱方針本文の表記方法をそろえるための軽微な修正も合わせて行いたいと思っております。

いさざ採捕の許可に関する取扱方針の一部改正についてということで、福井県知事から当委員会宛てに提出があった諮問文を朗読します。

水第2593号、令和6年3月4日、福井県内水面漁業管理委員会会長原田進男様、福井県知事杉本達治。いさざ採捕の許可に関する取扱方針の一部改正について（諮問）。

このことについて、別紙のとおり方針の一部を改正したいので、福井県漁業調整規則第33条第5項に基づき、貴委員会の意見を求めます。

こちらに記載してあります関係規則及び法令につきましては、参考になりますが、調整規則と漁業法の関係する部分を抜粋して載せております。

それでは、今回の改正の内容について詳しく説明します。

改正内容として、改正案の抜粋を載せています。本文中、下線がついている部分が今回変更を希望する箇所です。また、現行の取扱方針と比較するために、新旧対照表も載せております。

まずは、1の趣旨になります。調整規則や取扱方針の本文内との表記をそろえるために、「いさぎの採捕に関する取扱」を「いさぎ採捕の許可に関する取扱」に修正します。

次に、2の許可期間になります。現行の部分で「許可期間」となっている項目の名前を漁業調整規則に合わせて「許可の有効期間」に修正します。

更に、「この採捕の許可期間は、許可の日から3年目の採捕期間の終期までとする」、という記載を、「この採捕の許可の有効期間は、別表1の許可期間のとおりとする」に修正し、新たに、その下に、ただし書きから、「同一採捕区域で既に採捕の許可をしている場合、その許可の有効期間中に新たに許可する採捕の許可の有効期間は、既に採捕の許可をしている採捕の許可の有効期間と合わせるものとする」という記載をつけ加えます。

また、現行規則の「ただし」の後、「知事が漁業調整上または水産資源の保護培養のため上記期間より短い期間を定めた場合はその期間とする」。この記載につきましては、参考の法令にも記載しております福井県漁業調整規則と重複しているということから、今回から取扱方針での記載は削除したいというものです。

以上が今回の変更箇所の概要になります。

変更後の取扱方針の全文も資料に添付しています。

繰り返しにはなりますが、福井県から諮問のあった、いさぎ採捕の許可に関する取扱方針の一部改正について、改正案のとおり変更することが適切かどうか、御審議のほうよろしく願いいたします。

原田会長：今ほど事務局から説明がありました内容について、何か御質問はございませんか。

田原委員：いさぎの採捕がこういった許可制になっている理由は何ですか。元々は漁業権魚種だったとか、どういう理由や経緯で、いさぎだけこういう扱いになっているのですか。

事務局：過去にも漁業権魚種ではないです。ただ、漁業調整が必要という認識で、許可制にするか漁業権で管理するかという2通りの方法がありますが、いさぎについては許可制のほうが妥当だろうということで古くから許可制を取っています。

田原委員：もともとは、多分、沢山生息していたので、多くの方が漁獲していて、何か調整をしなければという経緯ですか。

事務局：そうです。過去には多くの方が漁獲していて、資源管理等の観点からも調整が必要だという判断で許可制を取っています。

田原委員：取扱方針を読むと、漁協が許可したものに対して規制がかかるように見えるのですが。

事務局：許可は県がします。

田原委員：漁業協同組合の記載は何ですか。

事務局：採捕の許可にかかる同意書になります。例えば、佐分利川や若狭河川、敦賀河川等、内水面の漁業協同組合に属していない、海の漁業者でもいさぎを採捕するので、そういった区域で採捕する場合は、申請書を提出する際に、その河川の組合の同意書が必要ということです。勿論、その組合の方が申請書を提出することもあります。そうじゃないケースも多くありますので。

事務局：内水面の場合は採捕の許可なので、いさぎは一般の方でも採捕することが可能です。海の場合は漁業の許可ですが、内水面の場合は採捕の許可なので、取ること自体に許可するという形になっています。ただし、一般の方も、任意のいさぎ採捕組合とかを組織していただいています。

事務局：いさぎを採捕しようとする、河川法の関係で占有許可が必要になります。許可上、単なる個人ではなく、個人の方が集まった、いさぎを採捕するための任意の団体、組合みたいなものに所属している必要があるため、そういう意味では完全なる個人の方というわけではないです。その方が団体として共同申請であったり、あるいは団体に所属する個人として許可の申請を行う形になります。

田原委員：分かりました。南川でも、今年はずいに採捕する人がいなくなったというのが現状です。私がこちらに来た20年ぐらい前は、いさぎの漁具が数十機並んでいましたが、採捕できなくなったのか、採捕する人が少なくなったのかはわかりませんが、現状はそういう状態です。

佐分利川とかは、まださっき言われた漁師さんか採捕しているのですか。

事務局：佐分利川は、海面で取る分と、河川で取る分の2通りがあります。海面のほうは海の許可で、河口より外側を地引網で漁獲します。これは地元ではなくて、大島漁協の方が漁獲しています。河川に上がると、佐分利川の地区の方が採捕しています。海のほうは結構まだ漁獲できると聞きます。

田原委員：市場には結構出ていますが、産地までは明記されていませんね。

非常によく分かりました。ありがとうございました。

原田会長：ほかにありませんか。

此下委員：いさぎを採捕する方法として、四ツ手網とふくろ網と記載があります。ふくろ網については色々と記載がありますが、四ツ手網というのはどのようなものでしょうか。

事務局：四ツ手網は、風呂敷状の目の細かい網に、持ち手をつけて、沈めます。そこに泳いできたいさぎを上を持ち上げる方法です。

原田会長：わかさぎを取るような方法ですね。

此下委員：大きさは何か決まりがありますか。

事務局：漁業調整規則で、四ツ手網は網の大きさは2.5メートル以下になっています。  
どんな漁具を使用するかは、申請書に漁具図を添付していますので、そちらで確認  
しています。

原田会長：ほとんど、ふくろ網ですね。四ツ手というと、川ではできない。

此下委員：そうですか。ありがとうございます。

原田会長：ほかにありませんか。

特にないようですと、県への諮問のとおり変更することに問題ないという趣旨  
を答申することにしてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

原田会長：では、そのようにさせていただきます。

#### ・令和6年度目標増殖量について

原田会長：次に、協議事項に移りたいと思います。

まず、令和6年度の目標増殖量について、事務局より説明を求めます。

事務局：毎年、委員会で協議していただいています目標増殖量について、事務局のほうで  
令和6年度の数字を算定しましたので、ご協議いただきたいと思います。

例年も説明しておりますので、簡単にですが、増殖義務の概要を説明いたしま  
す。

内水面における第5種共同漁業権の免許には、漁業法第168条に基づき、当該内  
水面が増殖に適していること、免許を受けた者が増殖を行うことが必要になりま  
す。

委員会は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、増殖義務の基準となる目  
標増殖量を各漁業権者に示し、漁業権者が目標増殖量を達成できるよう指導する  
とともに、毎年増殖の実施状況に関する報告を求めることになっています。

令和6年度の目標増殖量の案は、数値として一覧にまとめております。令和5年  
度の目標増殖量と比較すると多少増減はありますが、概ね過去の増殖実績の範囲  
内となっています。算定方法については後ほど説明させていただきます。

若狭河川漁協の北川のあゆ、南西郷漁協のわかさぎ、南西郷漁協と美浜町漁協の  
くろだいが、令和6年度の目標増殖量が令和5年度の増殖実績を超えてしまっ  
ている状況にあります。

しかし、資料にもありますように若狭河川漁協の北川のあゆについては、今回お  
示しする170キロという数字は、過去にも示した数量であるということと、過去も  
目標増殖量を超えて放流を実施できている状況であること。また、北川ではありま  
せんが同じ漁業権者である若狭河川漁協に示している南川のあゆの目標増殖量に

については少し減少しているということから、費用という面で、組合として全体量で考えれば大き過ぎる数量ではないと考えています。

また、わかさぎとくろだいについても、過去の目標増殖量の範囲内であり、種苗が確保できれば例年目標を大幅に超えて増殖している実態があります。今回、昨年の増殖実績より増えています。問題は無いと考えております。

あわせて、目標増殖量の達成状況についてです。

令和5年度の目標増殖量の達成状況として、目標増殖量、増殖の実績、そこから出している達成率が載せてあります。今年度目標増殖量が達成できなかった魚種には資料では着色しております。そちらを表にまとめたものが、資料2-5になっております。

資料2-5には、目標増殖量が未達成であった漁協とその魚種、その理由、また令和6年度、来年度の目標増殖量への対応を記載しています。

その表をご覧くださいますと、いわなについては、九頭竜川中部漁協、敦賀河川漁協、佐分利川漁協で、増殖そのものが実施できませんでした。その理由として、種苗生産施設、谷淡水というところになりますが、そちらで疾病が発生し、必要量を確保できなかったということです。

また、谷淡水以外の種苗の購入先、県外の種苗も含めてその購入を試みたということですが、放流の時期が遅かったこともあり確保できなかったという理由がありました。勝山市漁協のやまめにつきましても、こちらはまた購入先、種苗生産施設は異なりますが、水害の被害を受けまして種苗の生産が悪く、放流に十分なサイズにならなかったということでした。3月までにはそれなりに種苗も大きくなっている予定のため、その分は放流したいと話していましたが、なかなか十分な成長ができないというふうに直近でも相談を受けていまして、令和5年度の現時点での放流実績としてはゼロということになりました。

次に、北潟漁協と石川県漁協のえびです。内共16号で5キロ、内共17号で北潟が5キロ、石川県が5キロで、合計で15キロとなっていました。

えびは、従来から北潟湖在来のえびを漁獲し、選別して、小型のものに関して、より生息しやすい環境へ移植放流を行っていたということでした。その種苗確保に従事されていた漁師の方というのがいつも1名の方が実施されていたということで、その方が急遽亡くなられて種苗が確保できなかったということです。しかし現在、後継者を選定していると伺いまして、来年度以降はまた放流ができるよう準備をしているという回答がありました。

最後に、南西郷漁協と美浜町漁協のくろだいです。南西郷が10キロ、美浜町が5キロの合計15キロが目標増殖量でしたが、例年種苗を購入している富山の栽培センターのほうから全量15キロ分を入手することができず、そのほか石川県

や京都等様々なところにも掛け合ってみたということですが、種苗が手に入らなかったため、合計8キロが不足ということになりました。

ただ、今後は地元の定置網に入った小さいくろだいを買い取って放流するなど、種苗の購入先を他県だけでなく福井県でも何とか確保できないか試行していきたいということです。

このように、目標増殖量を達成できなかった全ての漁協がやむを得ない理由で放流ができなかったこと、その理由を解消するために対応策を前向きに検討している状況から、次年度の繰越しは行わないとしたいと考えております。

また、補足にはなりますが、合理的な理由なく目標増殖量を達成できていない場合には、基本的には翌年の目標増殖量に加算するというような取扱いを行っています。ただ、加算する値の上限として、設定された目標量の2倍までとして、それ以上の未放流分については複数年かけて消化していくこととなっています。

今回、令和6年度への繰越しは行いませんので、資料2-6に基づいた目標増殖量に端数の調整だけを加えることとします。

目標増殖量の算定は、昨年度と変更はありません。

まず、放流用種苗が入手できる魚種についてです。こちらについては従来どおり放流量で示していきます。過去5年のうち魚種ごとの最大と最小を除いた3か年の平均増殖実績を使って、その60%を暫定的な目標量とし、過剰な増殖に対するストッパーをかけます。その目標量、過去の実績の60%の目標量の放流に必要な費用を同じように魚種ごとの最大と最小を除いた3か年の平均放流単価を掛けて算出します。その費用が3か年の平均の組合の収入のどれぐらいの割合を占めるか、真ん中の表中のF、増殖費用割合を算出します。この割合が50%を超えるかどうかで、さらに①、②のような段階に分けて算定をします。

50%に満たなければ、目標量はそのまま目標増殖量になりますが、こちらが増殖計画より低ければ増殖計画が目標増殖量になるというような形です。また、この際も平均組合の収入の50%を超えないように調整をします。

今申しあげました増殖計画というものは、漁業権の切替えの際に漁業権者が作成する増殖の最低基準です。令和5年の9月の漁業権の一斉更新時に、令和6、7、8の3か年分の増殖計画を漁業権者から提出していただいております。この値というのが、いわば目標増殖量の第2のストッパーのような働きをしています。

ただ、漁協によっては過去の増殖計画の数値を今年度から上げた漁協もありました。そのため、同じような増殖実績であったにもかかわらず、目標増殖量を算出する際に増殖計画のストッパーに引っかかって、最終的にこちらからお示しする目標増殖量が増加してしまう可能性もあると、事前に説明をさせていただいております。

また、増殖費用割合がそもそも50%を超えている場合は、50%になるように調整をします。その後、端数を5か0になるように調整して令和6年度の目標増殖量としています。

先ほど令和5年度の目標増殖量未達成の組合の翌年の繰越しは行わないこととしましたので、もし仮に繰越しをすることとなった場合には、最後の調整前の値に上乘せするような形になります。

続いて、放流用種苗が入手困難な魚種についてです。

あじめどじょう、はぜ、もろこ、わかさが該当します。

あじめどじょうのくみ上げ・くみ下ろし放流といった滞留魚の捕獲放流、もろこやわかさぎなどの発眼卵放流は、先ほどの種苗放流と同様の算定方法を用いて数量で提示します。

はぜにつきましては、昨年度の委員会でも、はぜの増殖目標を産卵場造成とするのは適当ではないのではないかとご指摘がありました。そこで、本県のはぜの増殖実態、海山漁協と南西郷漁協を中心に、その増殖実態を再度確認し、他県の目標増殖量における増殖方法と比較検討したうえで、増殖場の維持保全とすることが適当ではないかと判断しました。

具体的には、増殖場を造成する箇所数、大まかな面積、本当に作業をしているかという証拠の写真、具体的には作業の様子がわかる写真を提出してもらいます。

その増殖場の維持保全という行為に係る経費が、先ほどと同様に算定して50%を基準に、今後、箇所数ですとか面積の増加や削減というのを指導していくこととなります。

また今年度の目標増殖量を算定するに当たり、事前に全漁協に種苗放流以外の方法で増殖を行いたいかどうかという意向調査も行いました。現在実績として、九頭竜川中部漁協と若狭河川漁協では、あゆの産卵場造成も行っていますが、目標増殖量の算定の際は実績としては全て放流量に換算して行っているところです。

それ以外の魚種で実施する産卵場造成やそれ以外の増殖方法を目標増殖量として加味したいかどうかについての意向調査です。しかしながら、どの漁協からも要望や相談は今のところ出てこなかったもので、今回も例年どおり種苗放流を基準とした目標増殖量を示しています。

ですが、今こうやって数量で示していても、今年は違うやり方をして増殖を行いたいという相談があれば、種苗放流の値に換算して達成状況を確認いたしますので、種苗放流だけの増殖行為で求めているものではありません。

これからも水産庁や水研センターからの情報等を用いて、希望があれば、様々な機関や研究機関と協議を重ねながら、その効果を確認して、柔軟に目標増殖量にも対応していけたらなと思っております。

以上で説明を終わります。

令和6年度の目標増殖量案の数値で問題がないか、御協議のほうをお願いいたします。

原田会長：事務局からの説明が終わりました。この内容について、何か質問、御意見はございませんか。

田原委員：内容について特に意見はありませんが、最後のほうに説明していた産卵場造成とか放流以外の方法について、各漁協に問合せをしたけど、なかなか出てこなかったというのが現状ですよね。

この前も内水面センターの研修で講演がありましたが、最近、水研センターとかの学术论文でも、放流で必ずしも資源量が増えるわけではないというようなことが分かってきて、むしろ放流することで、河川内の魚類の群集とかそういったものに悪影響を与えるのではないかというようなことも出てきているようです。漁協の場合、どうしても稚魚放流にお金をかけて、数値が出やすい放流という形で増殖行為が行われています。これから漁協が大きくなるということはあまりないと思いますので、費用がかかる放流以外の方法で増殖をうまく継続していけるように、この委員会だけではなくて水産課、県としても、もう少し推奨していくことが必要ではないかと思います。放流だけに頼ってはいは、多分お金として回っていかないという経営状態の漁協がほとんどだと思います。もう少し先のことを考えて、内水面の振興じゃないけど継続という面から考えると、やっぱり放流だけじゃない方法でももう少し増殖をしていくというようなことを少し長いスパンで進めていく必要があるのではないのでしょうか。

この前の研修会の資料によると、支流を禁漁にしていました。そうすることで、そこから生まれて出てきた稚魚が本流に移動して、本流の資源量を増やしていく。実際に、しみだし効果の算定式が出ています。何かそういったところをもう少し進めるような形にしていくべきではないかと。今は何とか予算の範囲内でできているけれども、その先を考えると、稚魚放流だけで漁協の増殖が回せなくなるのではないかなということが、全国のどこの河川を見ても感じるようなので…。この場で話す内容ではないかもしれませんが、先ほど、漁協からほとんど意見等が出てこなかったということが、やっぱりまだ知れ渡ってないと感じるので、もう少し県として、あゆの次に内水面として非常に溪流釣りは大事な漁業、遊漁になっているので、何かこの辺りでうまく進めたいと思います。

この前の研修会では、このパンフレットを出されていた方が実際に来て講演されて、そういった方法でもう少し広めてほしいなという意見です。

天谷委員：田原先生の御意見に全く賛同します。サクラマス・レストレーションでも毎年秋に支流で、やまめ、さくらますの産卵場造成を行っています。それをする事によって何が変わるかというと、環境への配慮の仕方とか、河川環境により周りの人たちも関心を持ってもらえるとか、そういう効果もあるので、その一つとして、産卵

場造成というのは非常に大事なかなと思っています。大きい川には、何かと難しいですが…。特に岐阜県の石徹白川では、やまめといわなの産卵場造成をやっていますが、漁協が中心で実施しているようで、すごく効果が出て、釣り人も増えていると聞きます。またそちらのほうも勉強させてもらえたらなと思いますけれども、是非よろしくをお願いします。

事務局：分かりました。私も同感です。

現在、あゆは産卵場造成を数値化して評価しています。それまでは評価できませんでした。大分前、確か10年ぐらい前になりますが、水研機構が産卵場造成の効果を数値化して公表し、増殖方法として採用できるようになった経緯があります。

産卵場造成は昔から実施していたにもかかわらず、増殖実績に反映できなかった状況から、今は反映できるような状況になっています。

新たに、田原委員からもお話のあった禁漁の効果とかそういったものが数値化されれば、評価方法として取り込みやすくなると思うので、その辺はまた機会を見て、県のほうからも漁協の経営面も考えて推奨していきたいなというふうに思っています。

田原委員：研修会の資料には、実際に禁漁区を設置して、どれぐらいの効果があつたとか、結構細かく算定しているようですが。

事務局：はい。私も拝見しました。しかし、水産庁からの通知では、禁漁区は消極的な増殖行為にまだ該当している状況です。そのため、禁漁区を実施しても、例えば種苗放流と併用する形でないと、増殖行為としては不十分ということになっています。ただ、今こうやってパンフレットになって、研修会で報告できる状況へ変化しているので、それこそあゆの産卵場造成みたいにその効果を根拠のある数値として水産庁から提示いただけると、そのまま算定に使用できると思います。今はまだ、漁具や漁法、漁期、漁場、そういうものの制限や禁止という消極的な行為は、どうしても増殖には該当しないというような区別をされています。例えば、種苗放流もしていて、目標増殖量にちょっと足りない部分は、こういう他の増殖をしているから、大目に見ようという、そういう勘案する最後の材料になったとしても、禁漁しか実施していないとなると、増殖としてはまだ認められていない方法ですので達成とはならないということです。しかし、今こういう情勢なので、今後その基準はまた変わってくるのではないかと思います。そういうことがあれば、もしかしたら、漁協も、だったらやってみようかなとか、今やっているけど言ってなかっただけだから入れてもらえるかなということもあるかなと思います。そういう情報を待って、また逐一皆さんには通知していきたいと思います。

田原委員：待っていても、なかなかどの漁協もやらないというか…今までのやり方を変えるのはなかなか難しいので、例えばモデル河川を作って、それを研修して見てもらって、そんな形を積極的に推奨していくべきかと思います。こういうやり方もあるよ

と誘導して、実際にやってもらうという形にしないと、多分この資料だけではなかなか挑戦できないし、続かないというのが現状だと思います。

天谷委員が言われた話ですが、稚魚放流だと放流しっ放しで終わるけれど、産卵場造成とかそういう増殖は、その後関わった人が川をきちっと監視したりとか、そういった方向で繋がっていくので、そうするとそこでうまく再生産して、放流量を減らしても資源量を維持できるということが今後の内水面の漁協経営の面で一番大事なことかなと思っています。

原田会長：発眼卵放流は、これは増殖のほうに入っていませんか。

事務局：発眼卵放流も入っています。発眼卵放流と産卵場造成なら加味できます。今まだ要望はないので資料もありませんが、例えば親魚放流であれば、稚魚より資源に与える効果が高いので、増殖の実績値を引き上げるとか、そういう作業も今後は必要かと思っていましたが、そもそも要望がないのでまだ何もしていません。

橋本委員：発眼卵放流の件ですが、去年の12月に、奥越漁協で実施したと伺ったのですが。

事務局：奥越漁協は毎年やっています。

橋本委員：やっていらっしゃいますよね。インスタか何かで見たような記憶があつて。大体の漁協のネットの記事を把握しているので。結構、若い組合員の方がやっていらっしゃるんですね。

事務局：奥越漁協は、昔から発眼卵放流をやられていて、漁協施設にふ化水槽もあります。

橋本委員：ですよね。筒を入れて、石を組んで入れた状態で放流するという形でされている。

事務局：種苗放流として数字を出していますが、発眼卵放流を実施した年は、実績に加味しています。

ただ、年によって、例えばどうしても発眼率が悪いとか、うまくいかない年もあつて、その場合は実績としては出していないと伺っています。今年はずまくいった、うまくいかなかったみたいなそういう報告も併せて行使状況調査を回答していただいています。

橋本委員：漁協によってはその意識があつて、ずっとやっていこうという兆しというか、根底にある、母数的には実施する漁協やその数量が増えていくような感じの兆しはあるということですよ。

事務局：はい。

田原委員：この資料には反映されていませんか。

橋本委員：そうなんです。私もそれ見て、あつと思いました。

事務局：実績としては加算していますが、こちらから目標増殖量提示するときは、あくまでも放流用の数字で目標増殖量を出しています。実績には加味しています。この数量を出す積算根拠を示すと、そこに種苗で放流したのが何キロとかというのと、産卵場造成で換算したのがどれだけというふうになんか出ています。

田原委員：それを是非お願いします。これだと、何もやってないように見えちゃうので…。  
どれぐらいの漁協さんがそういうことをしているのかな、どれぐらいの実績があ  
って加味されているのかなというのも資料として見せてもらえると有難いです。

事務局：次回から、実施している増殖の種類とか方法も併せて説明します。皆さんに  
お見せしていませんが、事務局の資料としては細かい表を作っていますので、資料  
を工夫しながら、漁協の皆さんが実施していることをお伝えできるような資料づ  
くりにしていきます。

原田会長：ほかにありませんか。

ないようですと、事務局から説明がありました数値を令和6年度の目標増殖量  
とすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原田会長：では、そういうことにさせていただきます。

事務局：この数値は、各漁協にも通知し、県のホームページ等で公表の手続も行います。

#### ・コイヘルペス病まん延防止のための委員会指示について

原田会長：次に、2つ目の協議事項に移りたいと思います。

コイヘルペス病まん延防止のための委員会指示について、事務局から説明を求  
めます。

事務局：続きまして、資料は資料3になります。

毎年、コイヘルペスウイルスまん延防止のための委員会指示を発令している  
ところですが、現在発令している委員会指示第5-1号は令和5年4月1日から令  
和6年3月31日までとなっております。そのため、令和6年の4月1日以降の措  
置について協議いただくものです。

別添の地図、資料3をめぐっていただきますと、福井県KHV発生状況というこ  
とで、令和6年3月現在の水系別の発生状況をまとめた地図がついております。

本県における新たな発生KHVの発生水系の報告はありません。

また、内水面総合センターへコイのへい死や検査の相談ということもないとい  
うことで、昨年度と本県の状況に関して変化はないということです。

また全国の状況というものは、資料3の一番後ろに総括表という形で、KHV病  
感染コイの発生状況総括表という細かい総括表もあります。

令和4年は、既発生及び未発生の水域関係なく天然水域でのKHVの発生はな  
く、養殖場でのみKHVが発生している状況でした。また、令和5年も令和4年と  
同様、天然水域でのKHVの発生はないものの、養殖場等での発生、特に個人池で  
のへい死が増えたということです。

国は、このような状況から、平成25年度のコイヘルペス病防疫指針からの変化はなく、引き続き既発生水域のコイの移動は基本的に不可、食用に限り既発生水域に搬出される。養殖場や加工場へ持ち出すことは可能ということにとどまっており、既発生由来のウイルスの拡大防止のため、全国の内水面漁場管理委員会に指示の継続というものを要請しております。

そこで、10月の委員会でも協議していただきましたが、全国の内水面漁場管理委員会の令和5年度の要望として、昨年よりも強く踏み込んで、KHV発生から20年経過しているところもありますので、暴露試験等、十分にその期間実施している状況から、そういった蓄積された知見を踏まえて、公共用水域においても食用目的以外での持出しや放流制限を解除できるような基準を示してほしいというふうな要望をしているところです。

また、全国的な発生情報というものは、資料3の裏面、簡単にですが4のところに書いてあります。43都道府県で委員会指示、3県で文書による移動の自粛は依頼をしているそうです。1県だけ、沖縄県のみ、第5種共同漁業権の設定もなく、コイの生息域でもないということから、養殖自体もないということで指示も文書も出してない。そういったことになっておりますが、コイが生息している都道府県においては、委員会指示や文章で、国からの要望どおり移動の自粛等の指導をお願いしているということです。

そこで、福井県も昨年度同様、指示を発令し、防疫に努めることとしたいと考えております。

また、参考にはなりますが、資料3-2に委員会指示と告示の全文を載せています。さらに委員会指示を分かりやすくしたものを、今御覧いただいている資料の一番下に図で載せております。昨年同様、食用目的以外では持ち出しや放流することは規制するという内容です。

また、委員会指示に関しては、時系列の修正のみで、指示の内容にはそのため変化はありません。

以上が今年度のコイヘルペス病まん延防止に係る委員会指示に関する説明になります。

御協議のほうよろしく申し上げます。

原田会長：事務局からの説明は終わりました。内容について、何か御質問はありますか。

特にないようですと、今年度も引き続き、コイヘルペス病まん延防止のための委員会指示を出すことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

原田会長：では、そのようにさせていただきます。

#### ・資源管理の状況等の報告について

原田会長：次に、報告事項に移りたいと思います。

資源管理の状況等の報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料は、資料4になります。

それでは説明を始めます。

令和2年の12月に施行された改正漁業法により、漁業権者は漁業権の内容の漁業における資源管理の状況や漁場の活用状況を知事へ報告する義務が課せられることとなりました。また、知事は、その報告を受けた事項に関して、内水面漁場管理委員会へ必要な報告をすることとなっています。

漁業権免許までの期間は暫定的な期間であり、この義務の周知に努めてきました。漁業権が免許された令和5年度、すなわち本年度から、毎年このような報告を委員会に対して行っていきます。

令和5年度資源管理の状況の報告は知事から本委員会宛てに報告という形になりまして、諮問と同じように報告文が載っておりますので朗読します。

水第2482号、令和6年2月27日、福井県内水面漁場管理委員会会長原田進男様、福井県知事杉本達治。

令和5年度資源管理の状況等の報告について。

漁業法第90条第1項に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、同法第90条第2項の規定に基づき、別紙のとおり貴委員会に報告します。

では、資料はまた先ほどの資料4、1ページ目に戻ってください。

漁業権は、水面の総合的な利用を促進し、漁業生産力を発展させるために必要と認めて、免許されるものですので、漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務があります。

そのため、漁場の適切かつ有効な活用が図られていないと判断された場合には、必要な措置を指導し、その指導に係る措置を講ずるよう勧告することとなります。この勧告に従わない場合は、知事は漁業権を取り消さなければならないというものです。

また、指導または勧告を行う場合には、内水面漁場管理委員会の意見を聞く必要があります。この手続に関する関係法令は、資料4の裏面に、抜粋して載せております。

では、漁場の適切かつ有効な活用というものはどのように確認するかというのが、2の確認項目になります。

2の(1)、(2)に記載されている内容を網羅しているというのが、先ほど読み上げました報告文の後ろについています別紙のチェックシートというものになります。

す。名前でいうと、法第91条の規定による指導または勧告に関するチェックシートで、裏表になっています細かい表がチェックシートです。

このチェックシートを各漁業権者、すなわち漁協ごとに作成し、添付するような形で報告をしています。先ほど読み上げた報告文に全漁協分のチェックシートが添付された状態では、委員会での比較が難しいので、このチェックシートの回答状況を、資料4の後ろの資源管理の状況等の報告についてという、こちらの資料にまとめています。全ての漁協分の作成したチェックシートが項目毎にまとめられているというものですので、こちらをご確認いただければと思います。

まず、確認項目の(1)資源管理の状況は、漁業関係法令の遵守状況や資源の増殖に関する取組の実施状況等を確認することで判断します。

また、(2)漁場の活用状況は、漁業権の種類によって確認する項目に若干差がありますが、簡単に言いますと、どれぐらいの人数がその漁場をどれぐらいの期間活用しているのかというのを確認したものです。

今説明した各項目というものは、チェックシートの一番右の列、判定の根拠の列に記載のある書類を基に、該当する、もしくは該当しないと判断をします。

毎年の資源管理状況の報告という、今回は様式としてはついていませんが、各漁協共通の報告と、毎年の業務報告書、総会の報告を確認してチェックを付けます。主に確認するのは、第5種共同漁業権ですと、先ほどの目標増殖量の算定でも確認したような増殖の実績や、全ての漁業権に共通しますが、外来魚やカワウなどから漁場を守るための活動、清掃活動や見回りの実施等を行っているかです。

また、取締りの記録や通報等の記録と書かれている項目については、それらの記録がないということが判断基準であり、相談記録、特に2の(4)を見ていただくと分かりますが、漁場紛争などは記録がなければ紛争は起きていないということになります。また、具体例になってしまいますが、前回情報を共有しましたヘラブナの遊漁団体と日野川漁協の漁場利用の問題に関しては、記録としては残っていますが、誠実に取り組んでいると判断し、チェックをすることができるという状況です。

また、このチェックシート中、3の(1)操業や養殖が可能な期間を相当程度利用しているという判断も、気象の影響ですとか漁業調整規則、行使規則等で、魚種もしくは漁場により漁獲可能期間というものもかなりまちまちなので、何日以上という明確な数字的な基準ではありません。また、3の(4)にもあります漁場の全てを利用しているという判断も、区画漁業権であれば、いけすなど、そういう範囲を全て利用しているかということで判断できますが、第1種や第5種共同漁業権では、先ほどと同じ理由で、活用したいと漁業権者が思っても、河川の状況、河床の状況ですとか水量の影響等で活用できないこともございますので、あくまでもそ

の漁場で組合員や遊魚者による採捕の実態があるかどうか。そこに一番重点を置いて今回はチェックを入れています。

また、仮に該当するにチェックが入らない場合だとしても、チェックが入らない理由が合理的だと判断できれば、その内容を記入することで今回は該当すると読み替えるということになります。

全ての項目1から3までのチェック項目、大きな1から3までのチェック項目を確認していただいて、最後に、4の評価に該当するほう、問題なしなのか指導なのか。そちらを判断するというのがこのチェックシートの役割です。

このチェックシートの各漁協の回答状況であるA3判の資料、こちらを御覧ください。

各漁協の根拠資料を基に、第5種、第1種区画漁業権におけるチェックシートを作成しましたところ、全ての漁協において漁場を適切かつ有効に活用していると判断ができました。そのため、漁業権者に対する指導も不要になる。今までどおり漁場を適切かつ有効に活用していただけたらと思っております。

資源管理の状況等に関する報告は以上になります。

原田会長：ただいまの報告に対しまして、何かご質問がありますか。

ないようですと、これをもちまして報告事項を終わります。

続きまして、その他の項目に移ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局：その他の項目で、資料5を御覧ください。

先日、事務連絡で、4月24日に開催する内水面漁場管理委員会についてもお知らせをさせていただいたところですが、現時点で決まっていることを改めて報告させていただきます。

まず、4月24日は午前中が委員会、午後が九頭竜湖の現地視察と関係漁協との意見交換会となっておりますので、まず午前中には内水面総合センターで委員会を開催します。議事次第がまだ固まっておられませんので、正式な案内が送付できておりませんが、4月の第2週くらいには皆様に御案内したいと考えております。

また当日、途中から参加になる場合や、午前は欠席で、午後なら出席できるという方もいらっしゃるかもしれないので、念のために下のほうに各会場の住所を記しておきました。

現段階では10時半からの内水面漁場管理委員会の開催を予定しておりますが、議案のボリュームによっては多少開始を早めるかもしれません。御了承ください。

その後、昼食を取っていただきます。引き続き、委員会会場で食べられても大丈夫です。外に出ていただいても構いません。ただ、外に出られる場合は、12時5

0分に内水面センターの駐車場からバスが出発しますので、お時間にだけ気をつけてください。

また、昼食を予約された方は、先日、私のほうからお弁当の注文表を渡しましたので、そこに記載された金額を当日持ってきてください。お手数ですが、おつりのないようお願いいたします。

また午後からは、まず現地視察から開始する予定です。下半原のドライブイン九頭竜の裏に併設のキャンプ場がありまして、そこからコクチバス釣りの遊魚の実態を見ていただくことになります。当日は奥越漁協の組合長に同席いただきますので、御質問等ありましたらよろしくをお願いいたします。

4月の下旬は、恐らくですが雪も解けているということで、遊魚者さんが入っているのではないかというふうに組合長がおっしゃっていましたので、そこで視察した感想等を踏まえて、次の意見交換会につなげていただけたらと思っています。

現地視察の場所、下半原から意見交換会の会場、和泉ふれあい会館、九頭竜の道の駅の横にある三角屋根の建物です。そこまでは少し距離がありますので、再度バスに乗っていただきます。会場に着きましたら、事務局は会場の設営がございますので、横の道の駅等を御覧になっていただき、15時30分の意見交換会の開始までに会場に入ってください。なので、意見交換会の場所には15時半少し前に着く予定になっております。

意見交換会については、裏面になります。後ろの次第案の下のほうを御覧ください。此下委員が大野市漁協として御参加いただくことになっております。

この参加人数とか参加者は暫定的な数字ですので、また人数も確定しましたらお知らせさせていただきます。

また、原田会長、両組合長に御挨拶いただいた後、事務局から委員会指示発令に至るまでの経緯を簡単に説明させていただきます。その後、両組合長から委員会指示発令に関する考えをお話しただいて、委員の皆様からも、先ほどの現地視察を踏まえて考えを発言していただけたらと思っています。

委員の皆様を御指名する予定はありませんが、何もなければ、もしかしたら御指名するかもしれません。その後、自由に意見交換していただきたいと思っています。

今回の意見交換会では、直接コクチバスの被害の影響がある組合、コクチバスの利用実態がある組合と、その組合員、理事の方の考えを内水面漁場管理委員会として把握することが目的ですので、活発な意見交換となりますよう、皆様も事前に意見をまとめておいていただき、臨んでいただけたらと思っています。

また、補足情報になりますが、意見交換会には大野市役所にも声をかけさせていただいております。どなたが出席するのかの回答はいただいておりませんが、実は2月13日に奥越漁協の組合長、大野市漁協の此下委員と一緒に、コクチバスの処

分について大野市役所に相談に伺い、委員会指示を発令しようと思うまでの経緯や、今までの委員会での協議の内容、今後の活動について説明させていただいたことから、実態を知っていただくとお声かけしているものです。

2月13日に頂いた回答としては、回収数量やその頻度が不明な状態で、新たにその処分費用を補助するような予算措置というものは難しいということでした。しかし、本来は動物の死骸と同じような処分方法であるものも、家庭用の小さいごみ袋に詰めていただければ、料金は少しかかってしまいますが、1尾あたりという本来の処分ではなく、1袋単位での処分というものも、本委員会指示の目的を鑑み、することができるのではないかとというような提案もいただきました。

また、今後の指示の発令、またその後の影響なんかを互いに共有しながら、対策案をまたその都度その都度一緒に考えていただけるような回答をいただきました。

委員会指示発令後も、採捕したコクチバスは、海での釣りと同じように持ち帰ることが大前提だとは考えておりますが、どうしても持ち帰ることができない場合には、今申しあげましたような方法で各自焼却施設に有料ですが持ち込んでいただくか、漁協等において処分料プラス輸送料みたいな形で支払って処分するというようなことで、リリースにつながらないような方法が一つの方法としてできたというだけでも大きな進歩なのではないかなと考えております。

次回の委員会と意見交換会、現地視察に関わる報告は以上です。

原田会長：ただいま現地視察と意見交換会の説明、スケジュールの内容について説明がありました。何かこれに御質問か何かありませんか。

田原委員：さっきの大野市との協議もすごく進展している。わずかですけど進んでいるというお話でしたが、1点気になったことは、魚も小動物遺体の扱いになるということですか。

事務局：本来であれば、どうしても魚が丸々の状態なので焼却の効率が悪くなってしまいうから、普通の燃えるごみじゃなくて、生き物専用の小さい焼却炉じゃないと処分できないというのが大前提でした。どうしても1匹ずつ何円となると、それこそ持ち込んでもらえず、捨てることに抵抗を感じてしまうというか、捨てるだけでもすごい処分料がかかってしまうものになってしまうので。ただ、どれだけの人が施設に魚を持ち込むのか、自分で持って帰るのか分からないですが、大野市内でも捨てられると環境をつくるという観点で、家庭用のごみの小さいサイズに入れられるだけ入れてもらって施設に持ち込んでくれば、この1袋単位で処分しましょうとは言ってくれています。ただ、専用の焼却炉は大きくないので、あまりに持ち込みが増えたら、やり方もまた改善していかないといけないという方向です。繰り返しになりますが、どれぐらいの量が持ち込まれるか分からないので、本来であれば1

尾あたりで費用がかかりますが、今のところ暫定措置で1袋あたりで処分をしてくれるというところまではお話はついてます。

田原委員：生ごみにはならないということですか。

事務局：生ごみの範疇を超えてしまったら生ごみではないと。そういうふうに市役所に直接聞いてしまったこちらにも落ち度はありますが。

田原委員：量の問題じゃなくて、ごみの質の問題ではないでしょうか。水分とか。

事務局：水分があるということに加えて、丸々の状態だと、例えば家庭用のごみ袋に二、三尾入っている程度だったら、家庭から排出される魚のごみと一緒になので問題ないですが、家庭用ごみ袋の大きいサイズにはいっているごみが全部魚だったら、それはもはや家庭用のごみではない。そのような状態のごみを捨てられたら焼却効率が悪くなって、ほかのごみの焼却にも影響が出るから、それは生ごみじゃないという扱いになります。

田原委員：多分、大野市役所は、物すごい量の魚の死骸が来ることを想定されているのでは。

事務局：私も奥越漁協で釣られるコクチバスは、ハイシーズンだと何百尾でという話を数値として説明しました。そこから想定して、45リットルのごみ袋いっぱいになったのが何十袋か出される。それがごみステーションに置かれていると、それは家庭ごみじゃないですよという判断になりました。

田原委員：三方湖も同じあれですよ、買取り方式で。

事務局：三方は観光協会に委託されて、道の駅に専用の冷凍庫を置いて、処分は若狭町が取りに来て処分施設に持っていくという流れです。

ただ、どうしても今の段階だと、大野市と勝山市の共同で使用している焼却施設では、どれだけ持ち込まれるかも分からない状況で、今ある制度を変えることはできないけど、現状でここまでなら一応できるという回答でした。

田原委員：これからの交渉次第だと思いますが、若狭町の事例は説明していますか。

事務局：地域通貨基金とかも含めて、若狭町の話と、若狭町の担当の方はお伝えしています。しかし、焼却の施設の関係上、1袋の家庭ごみの範疇でなければこれはちょっとという回答でした。ただ、それが何尾だからだめとかそういう言い方ではないですが、あくまでも家庭ごみの範疇を超えた段階で別物として捉えるということです。

田原委員：結局、予算というか、処理代がかかってくると、また難しくなりますよね。

事務局：本来であれば持って帰ってもらうのが大前提であり、処分も、施設に持ち込むだけが全てではないかもしれません。

ただ、相談するにも、これからどれくらいの量が持ち込まれるかですとか、そういう前提が何もない状態なので、どうしても今できる範囲というので、ここがまず限度かなという回答でした。

原田会長：ほかに何かありませんか。何もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了いたします。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和6年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会

会 長

議事録署名員

委 員

委 員